●補助を受けることができる人

① 次のいずれにも該当する住宅(併用住宅含む)に現在居住している人、又は所有する人

・十日町市内に所在する個人(法人は対象外)が所有する住宅

- ・一戸建ての住宅
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工 された住宅
- ・住宅の主要な部分(壁、柱、床、屋根)が 木造 である住宅

・現在居住している住宅又は、耐震診断完了後に自らが居住しようとする住宅

② 十日町市税を完納している人

※ 木造高床式(1階が鉄骨または鉄筋コンクリート等の高床基礎で2階以上が木造の住宅)も 補助の対象住宅となりますが、<u>木造以外の部分</u>は耐震診断の<u>対象外</u>となります。

●耐震診断士

「十日町市木造住宅耐震診断士登録制度」により登録された診断士

耐震診断の申込み(実施申込)

「木造住宅耐震診断実施申込書」を提出してください。

●補助金の申込み(交付申請)

「耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)」に次の書類を添えて提出してください。

- ① 対象住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し
 - ア 住宅の建築時の建築確認済証又は検査済証
 - イ 住宅の登記事項証明書
 - ウ 住宅の固定資産税の課税明細書又は納税通知兼課税明細書
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、住宅の所有者及び建築した年を証明する書類
- ② 耐震診断事業の見積書の写し
 - ※ 診断士が住宅の面積等を確認し見積書を作成します。
- ③ 市税納税証明請求書
 - ※ <u>指定様式「納税証明請求書(様式第50号の2)」</u>を市役所税務課に提出すると、 証明手続きが行われます。その書類を添付してください。

●耐震診断の中止または変更をしたい場合

「中止届(様式第3号)」または「交付変更申請書(様式第4号)」を提出してください。

●耐震診断が完了した場合

診断士が作成した「木造住宅耐震診断書」を受け取り、診断結果の説明を受けてください。

「実績報告書兼請求書(様式第6号)」に次の書類を添えて、合和7年12月12日(金)までに提出してください。

- ① 耐震診断結果報告書(診断士が耐震診断結果を取りまとめた書類)の写し
- ② 領収書の写し
- ③ 通帳のコピー(表紙の裏面)

【問合せ・申し込み先】 十日町市 都市計画課 建築住宅係 ☎ 025-757-9935 (直通)

木造住宅の 耐震診断を補助します

(十日町市木造住宅耐震診断支援事業)

+日町市では、地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するために、 旧耐震基準(昭和 56 年 5 月以前)により建設された木造住宅の耐震診断を希望される方を対象 に、診断料の一部を補助します。

この制度は、()) 日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」における一般 診断法により実施するものであり、耐震診断は「十日町市木造住宅耐震診断士登録制度」により 登録された診断士が行います。

●耐震診断における一般診断法とは

一般診断法とは、<u>耐震補強の必要性の判定を目的</u>としたものであり、原則として大地震動での倒壊 の可能性について判断をします。耐震補強工事を考えている方は、判断基準としても活用して頂くこ とができます。また、<u>壁材等をはがしたりすることはせず、主に内外観(建物の形状、壁量、壁の材</u> <u>質、建物の劣化状況等)</u>により診断を行います。

●補助金額

補助の対象範囲の延床面積に応じて定めた耐震診断料から1万円を差し引いた額

耐震診断の対象となる延床面積	耐震診断料 ※	自己負担額	補助金額
70 ㎡以下	70,000 円		60, 000 円
70 ㎡を超え 175 ㎡以下	80,000円	10,000 円	70, 000 円
175 m [*] を超える	100,000 円		90, 000 円

※ 耐震診断料については、(社)新潟県建築士会中魚沼支部との協定金額となります

●申込み受付期間

令和7年 <u>6月10日 (火) ~ 10月31日 (金)</u>

※ 令和7年12月12日(金)までに実績報告書兼請求書を提出してください。

●申込み受付戸数

20戸(先着順)

R7(2025)年度版